

千葉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年10月30日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総総第468号  
平成27年10月29日

千葉市監査委員 清水 謙司 様  
同 宮原 清貴 様  
同 村尾 伊佐夫 様  
同 森 茂樹 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第8号、第10号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計について改善すべき事項</p> <p>ア 排水設備における通気管の設計を適正に行うべきもの [都市局：千葉市立新宿中学校校舎増築給排水設備工事]</p> <p>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）によると、排水管内の気圧を一定に保ち、衛生器具からの排水を円滑にするために必要な通気管は、排水管の分岐点より100ミリメートル以下の部分を除き、結露防止を目的とした保温を行わないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、理科室等の排水管に接続する通気管について、排水管の分岐点より100ミリメートルを超える部分も保温を行うよう設計していた。</p> <p>排水設備における通気管の設計については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）に基づき適正に行われたい。</p>	<p>排水設備における通気管の設計については、平成27年4月24日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催し、配管に関する保温工事の施工範囲について確認を行った。</p>
<p>(2) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 設計業務委託における建築物の類型に応じた積算を適正に行うべきもの [都市局：旧真砂第一小学校跡施設大規模改造外実施設計業務委託]</p> <p>設計・監理委託料算定基準によると、建築工事に係る設計業務委託は、建築物の用途ごとに、消防設備や居室の種類等に係る業務量が異なるため、建築物の類型に応じて積算することとされている。</p> <p>しかしながら、本業務委託においては、統廃合により用途廃止となった小学校をコミュニティセンターに用途変更するに当たり、建築物の類型を消防設備等に係る設計業務量が多いコミュニティセンターとすべきところ、小学校として積算していた。</p>	<p>設計業務委託における建築物の類型に応じた積算については、平成27年4月24日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、設計・監理業務委託料算定基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該委託の担当課においては、積算業務算定シートを活用し、確実なチェックを実施することとした。</p>

<p>設計業務委託における建築物の類型に応じた積算については、設計・監理委託料算定基準に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(3) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 足場の組立作業における作業員の安全を確保すべきもの [都市局：旧千葉市立真砂第四小学校解体工事]</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずることとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、作業員が、安全帯フックの固定の確認が不十分なまま、足場材と建物をパイプでつなぐ作業を行う中でバランスを崩して、約3.6メートルの高さから墜落し、左大腿骨を骨折する事故が発生した。</p> <p>足場の組立作業においては、労働安全衛生規則を遵守し、作業員の安全を確保するよう受注者を指導されたい。</p>	<p>足場の組立作業における作業員の安全確保については、平成27年4月24日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、労働安全衛生規則を遵守し、安全帯の使用を徹底するなど、作業員の安全を確保することについて、受注者を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催し、工事における安全対策について確認を行った。</p>
<p>イ 作業場内の通路における作業員の安全を確保すべきもの [都市局：千葉市みつわ台公民館冷暖房設備改修工事]</p> <p>労働安全衛生規則によると、事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、これを常時有効に保持しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、公民館の屋上での電気配管作業に当たり、作業員が充電式ドライバーのバッテリーを交換する際に、手すりなどが設置されていないひさし部分を移動中に足を滑らせ、約3.2メートルの高さから墜落し、肋骨を骨折するなどの事故が発生した。</p>	<p>作業場内の通路における作業員の安全確保については、平成27年4月24日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、労働安全衛生規則を遵守し、安全な通路を設け、これを常時有効に保持するなど、作業員の安全を確保することについて、受注者を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催し、工事における安全対策について確認を行った。</p>

<p>作業場内の通路においては、労働安全衛生規則を遵守し、作業員の安全を確保するよう受注者を指導されたい。</p>	
---	--